



事業を後継者に引き継ぐ費用を補助し、あなたの事業を残します！

事業承継推進補助金のご案内

令和6年4月現在 魚津市商工観光課

要件	<p>以下の①～⑦全てに該当すること</p> <p>①市内に本店がある法人又は市内が主たる納税地である個人事業主</p> <p>②中小企業基本法第2条第1項で規定する中小企業者</p> <p>③認定申請時点で、3年以上市内において事業を継続していること及び事業承継の完了前又は事業承継を完了した日から1年を経過する日より前であること。</p> <p>④富山県事業承継・引継ぎ支援センター又は魚津中小企業相談所の実施する事業承継相談を受け、事業承継計画を策定した者</p> <p>⑤（法人の場合）代表者以外に事業を承継すること。</p> <p>⑥市税等を滞納していないこと。</p> <p>⑦補助金の認定から5年以内に事業承継を完了すること。</p> <p>ただし、以下の事業は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none">・風営法に基づく営業の許可又は届出を要する事業・宗教活動又は政治活動を目的とする事業・フランチャイズ契約に基づく事業及びそれに類する事業
補助対象経費	<p>事業承継計画書に基づき実施される以下の費用</p> <ul style="list-style-type: none">・ 専門家活用費・ マーケティング調査費・ 広告宣伝費・ 環境整備、修繕等の施設整備・ その他事業承継に必要と認められる事業
助成金額	対象経費の1/2（上限100万円）
手続の流れ	（事業承継計画策定）→ 認定申請 → （認定決定）→ 補助対象事業実施・完了 → 交付申請 → （助成）
認定申請期限	補助対象事業着手する前日まで

認定申請時提出書類 ②、④、⑤は写しで構いません。

- ①認定申請書 ②事業承継計画書 ③誓約書 ④補助対象経費の見積書 ⑤従業員名簿
- ⑥商業法人登記事項証明書（個人事業主の場合は、直近の確定申告書の写し）
- ⑦市税等納付状況確認同意書 ⑧その他市長が必要と認める書類

詳細は魚津市HPをご覧ください。



【お問い合わせ先】魚津市役所商工観光課 〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂1-10-1

☎ (0765) 23-6195 ✉ syokokanko@city.uozu.lg.jp